



ウィルキッズフィールド中野 宮園クラブ

2026年度

ご利用案内



ウィル キッズ フィールド

will kids field

【 もくじ 】

会社概要	P.1
ウィルキッズフィールドとは	P.2
入室要項等	P.3～
習い事	P.17

【 会社概要 】

運営会社 : 株式会社グローイングアップ
代表取締役 : 土屋 貴正
本社所在地 : 〒337-0043 埼玉県さいたま市見沼区中川979-3

【 事業内容 】

< 学童 >(<http://will-kids-f.com/>)

ウィルキッズフィールド戸田 下前クラブ1・2号店
〒335-0016 埼玉県戸田市下前1-8-9
TEL : 048-242-5243 FAX : 048-242-5244

ウィルキッズフィールド戸田 新曽クラブ
〒335-0021 埼玉県戸田市新曽1888
TEL : 048-229-3764 FAX : 048-229-3964

ウィルキッズフィールド戸田 上戸田クラブ1・2号店
〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田2-31-3
TEL : 048-229-0658 FAX : 048-229-0659

ウィルキッズフィールド中野 野方クラブ
〒165-0027 東京都中野区野方5-28-5
TEL : 03-5356-6651 FAX : 03-5356-6653

ウィルキッズフィールド小平 花小金井クラブ
〒187-0002 東京都小平市花小金井2-1-1 2階
TEL : 042-452-7412 FAX : 042-452-7413

ウィルキッズフィールド中野 宮園クラブ
〒164-0001 東京都中野区中野1-55-3
TEL : 03-5358-9734 FAX : 03-5358-9735

ウィルキッズフィールド足立 関原クラブ
〒123-0852 東京都足立区関原2-15-16
TEL : 03-6807-2664 FAX : 03-6807-2665

【 ウィルキッズフィールドとは？ 】

ウィルキッズフィールドを一言で表すなら「地域で一番、遊びに一生懸命な学童」です。子供達が成長をするにおいて、当然勉強も大切で、WKFでも宿題の習慣作りや学習プログラム等、学習についてもしっかりと取り組んでいます。成長過程にある子供たちにとって一番大切なことは、身体を動かし、様々なものに触れ、経験し、そこから刺激を受けて心身ともに成長していくことだと考えています。ですから、WKFではほぼ毎日外遊びに行きますし、学校が休みの日などは電車やバスを使ってのお出かけなど、積極的に外に飛び出すことを大切にしている学童です。

また毎月行う、工作教室やクッキング、走り方教室等多種多様なアクティビティ、平日に受講可能な外部講師による本格的な学習プログラム、夏と冬に2泊3日で行うキャンプやスキー教室等、WKFでしか体験できない充実した生活がここにはあります！

【 ウィルキッズフィールドの特色 】

積極的に外へ！

- ◎天気が悪くなければ毎日外遊びをします
- ◎春、夏休みの遠足、水族館や動物園へのお出かけ等

多彩な学習プログラム

- ◎外部講師による多彩な学びの場を提供します
- ◎英語・習字・プログラミング教室を平日に開催(英検jr受験可能)

多種多様なイベント

- ◎クッキング、実験、パーティー等
- 子ども達の可能性を広げる様々なアクティビティを実施
- ◎味噌作りや梅干し作り、干し柿作り等食育にも力を入れています

様々なオプション

- ◎昼食・夕食(軽食)の提供
- ◎学校までのお迎え

ウィルキッズを母体とした別団体でのキャンプ活動

- ◎2泊3日で行うキャンプ体験やスキー教室
(学校のお友達を誘って参加してもOK)
- ◎普段一緒に生活しているスタッフが同行しますので
初めての泊りでも安心です



お弁当当例



入室要項

【 対象児童 ／ 営業時間 】

対象児童	学童クラブの対象児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。 (1)住所：中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。但し、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できる） (2)学年：小学校1年生から年生。ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童（※） ※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。 但し、施設の状況等により受け入れができない場合があります。
営業時間	月～金 放 課 後～20:00 土曜日/学校休業日 8:00～20:00
休 日	日・祝・年末年始(12/29～1/3)

【 入室対象校 】

谷戸小学校 ／ 塔山小学校

【 利用期間 】

4月1日から翌年3月末日の1年間です。1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請してください。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（1ヵ月以上）利用もできます。

【 その他 】

☐3年生まで継続利用が可能です。但し、月謝の未納や、運営についてのご理解がいただけないなど、継続利用が難しいと判断した場合は、お断りをする場合もございます。

☐4年生以上で特別な支援を必要とする児童については、継続利用の対象とはなりません（再申請が必要です）。また学校送迎の対応はできません。

☐在籍児童の兄弟優先入室

在籍児童の兄弟については優先的に入室が可能となります。但し、弊社にて受け入れが難しいと判断した場合はお断りする場合もございます。

【 定員 】

35名

【 入室方法について 】

学 校	対 象
谷戸小	1年生 : スタッフによる徒歩送迎 2・3年生: 学年ごとにまとまった集団入室 ※悪天候等スタッフによる送迎が必要だと判断した際は送迎を行います
塔山小	1～3年生: スタッフによる徒歩送迎

送迎は、通常下校（※）についてのみ行っております。また送迎時間（下校時間）は利用予定表に記載の時間を基に行いますので、利用予定表には下校時刻を記入ください。

※希望制の行事に参加する場合、お迎えは対応できませんのでご注意ください。

【 保育料等 】

(1) 保育料 **月額5,600円** (児童一人につき)

(2) 納付方法 ゆうちょ銀行の口座からの自動振替

※お子様のお名前でゆうちょ銀行の口座の開設をお願いします。

(3) 減額・免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯(※1)	2人目以降保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和6年度住民税非課税世帯(※2) 令和6年度就学援助受給世帯(※3)	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、 1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料2,000円

※1 減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。

※2 「住民税非課税世帯」で、令和7年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

※3 「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分の保育料が免除となります。

(4) 保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。4月から6月は前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

(5) 令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

令和7年4月から6月の保育料決定のため、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給して入り場合は、以下の書類(両方該当する世帯はどちらか一方)をご提出ください。

住民税非課税世帯	前住所地発行の「令和7年祖(令和6年分) 住民税課税証明書(非課税証明書)世帯全員分
就学援助受給世帯	前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和7年度に中野区立(公設民営)学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和8年7月以降の保育料につきましては別途ご案内します。

その他

【 お弁当 】 【税込】

お弁当（昼食）：要予約	中野名店弁当（ネット注文） 550円～/1食
お弁当（夕食）：当日可	学童 550円/1食

昼食は「中野名店弁当」(<https://nakanomeitenbento.com/>)のHPより注文可能です。

※但し月曜日は注文できません。

※昼・夕食共にご家庭で作ったお弁当をご持参頂くことも可能です。但しご持参頂いたお弁当用の冷蔵庫、電子レンジやお湯等をご用意しておりません。また、常温保存となりますので予めご了承下さい。

※お弁当（ミール）をご依頼の場合は、前営業日（月曜日の注文は金曜日）の12時までにお申し出ください。

【 おやつ 】

学童クラブ利用時間内におやつ等の提供をします。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後個別に状況をお聞きします。また、利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)』のコピーを提出して頂くことがあります。

※食物アレルギーのあるお子さんについてはおやつや補食を提供できない場合があります

【 土曜日について 】

土曜日の利用については、予め「利用予定表」で申請をお願いいたします。

【 支払方法 】

料金のお支払いは、毎月28日に翌月の月謝及び、前月のオプション利用(お弁当代、アクティビティー等)料金を指定のゆうちょ口座より引落致します。

利用開始に当たり

- 1) 児童の名前でゆうちょ銀行口座を開設ください。
(兄弟の場合はどなたか一人の名義で結構です)
- 2) 自動振込みの手続き
(用紙をお渡ししますので記入の上、お近くの郵便局にご提出ください)

【 退会及び利用方法の変更について 】

WKFまたは学習プログラムの退会及び利用方法(曜日、時間等)の変更を希望される場合は、退会(変更)予定月の10日までにその旨書面にてご連絡ください。それ以降のお申し出による退会(変更)の申し入れについては対応できず、翌月分の月謝等は返金できませんのでご了解ください。

利用要件、指数等について

1 利用要件

- 学童クラブを利用できる要件は、後述の「2 利用できる児童」と「4 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、**放課後1時間30分以上(1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降)適切な保護を必要とする日が週3日以上(4週で12日以上)あることを常態(概ね1か月間は同じ状態)とする場合です。ただし、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週2日以上(4週で8日以上)とします。**土曜日、長期休業日の利用は、朝7時30分以降4時間以上保護に欠ける場合とします。
- 保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を－1日として換算します。
- 1、2年生は16時前、3年生以上は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。
- 1、2年生は16時から16時30分前、3年生以上は16時45分から17時15分前に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で－1となります。なお、この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にはなりません。【7ページ参照】
- 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。
- 前述のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満(4週で12日未満)の状況が1か月以上続く場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- **学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。**

区分		放課後の起点とする時間	欠席とする時間	早退とする時間
月曜日から金曜日まで	1、2年生	14時30分	16時00分前	16時30分前
	3年生以上	15時15分	16時45分前	17時15分前

土曜日 学校休業日	全学 年	利用要件	早退とする時間
		朝7時30分以降4時間以上保護に欠ける 場合	朝7時30分以降4時間30分未 満

2 利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

(1) 住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

(2) 学年

小学校1年生から6年生まで。ただし4年生から6年生までは、日常的に支援や保護を必要とする児童。

※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している児童（こちらに当てはまる場合は特別支援児童に該当します）。
- ②発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。
- ③施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブ事業係（03-3228-8884）までお問い合わせください。

3 放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。

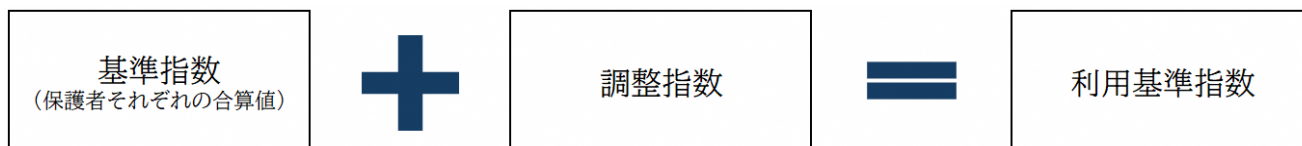
日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「**週2日以上、4週で8日以上**」を利用の要件とします。その際は「受給者証（写し）」を提出してください。

放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

4 保護者の状況及び基準指数

基準指数(各保護者の状況)			指数
類 型		細 目	
就労 (月曜日から土曜日までの就労状況)	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合		20
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が17時から18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合		18
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時から17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		16
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間(居宅内の場合は、就学等が終了した時間)の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合	20
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時状態)、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	18
		上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	12
障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合		20
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合		16
	身体障害者手帳4級の場合		12
看護・介護等(親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当れない状況にあること。)	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目(看護・介護等の時間とする)を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。	12～16
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	12
不存在、単身赴任			20
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数(基準指数と調整指数を合算したもの)の高い順に、定員まで利用承認を行います。



(1) 共通事項

- **保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。**
- 保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。

- 就労等の時間は保護者の勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間で判定します。ただし、勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。
- 利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。
- 時間外労働時間は直近3か月の実績を3で除し1か月の実績を算出後、雇用契約上の就労日数で割った時間を1日の平均とします。
- 通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間について記載がない場合は、必要に応じて区で再計算する場合があります。

(2) 個別事項

- 変則的な就労の場合は、主な勤務時間帯で計算します。一番遅い勤務時間ではない旨注意して下さい。
- 夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
- 就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。
- 単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書の提出が必要です。
- 就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

(3) その他

- 求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。利用期間の1か月以内に学童クラブ申請事項変更届【20ページ参照】及び就労証明書を提出すれば継続して利用できますが、1か月经過しても就労が決まらなかった場合は利用辞退になります。
- 休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。

5 調整指数

条件			調整指数	備考
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合		+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。 ※1 週2日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ ※2 この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。
	月曜から土曜の間に週5日の場合		0	
	月曜から土曜の間に週4日の場合		-2	
	月曜から土曜の間に週3日の場合		-4	
	月曜から土曜の間に週2日の場合※1		-5	
早退による調整	1、2年生は16時30分前、3年生は17時15分前に早退する場合(1日の早退につき-1) ※2		-1	
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		3年生以上	+2	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+4	
学年による調整	1年生		+2	日常的に支援や保護を必要とする児童※3、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	2年生		-2	
	3年生		-4	
	4年生から6年生まで		0	
特別支援児童	各学年共通		+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通		+2	V5(1) 実施できる医療的ケア【18ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合 (兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-6	審査時の納付状況による。

※3 発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談しており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。

障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、区立学童クラブ利用申請書の「児童の状況について」欄にご記入ください。必要に応じて保護者の方や関係施設に状況を確認させていただきます。また、障害の内容や施設の状況によっては、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

6 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

- 保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日までで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数は「－4」となる。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

- 保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については4、5ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。1、2年生の場合は早退による調整で「－1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「－4」の合計「－5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分前に帰宅する月曜日は欠席の扱いとなります。そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

7 利用の審査、順位について

(1) 利用の決定

4ページの「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

ア 利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ 3月2日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、先着順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書「その他欄」に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【利用基準指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	4週間あたりの利用時間数が多い児童
5	4週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護が必要な時間のうち出席時間の多い児童
7	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
8	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
9	保護者の在宅勤務が少ない児童
10	その他

申請に必要な書類

保護者の状況 申請に必要な書類※		就 労 固 定	就 労 変 則	就 労 自 営 等	就 学 等	疾 病	障 害	看 護 等	求 職
1	ウィルキッズフィールド中野利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書※				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書(区様式)※					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健 福祉手帳の写し						○		

※必要書類はウィルキッズフィールドのHPからダウンロードできます。

ダウンロードはこちらから

学習プログラム

W K Fでは、外部講師による本格的な習い事を受講することが可能です。

詳しい内容については「学習プログラム一覧」をご覧ください。

【 申込方法 】

W K F内で行っている「学習プログラム」については、別紙「学習プログラム一覧」の内容をご確認の上、申込書に必要事項を記入いただきお申込みください。

また、当月（10日以降の場合は翌月分も）の月謝及びその他必要な費用については、指定の口座までお振込をお願いいたします。